

社会福祉法人 西海市社会福祉協議会 専決規程

第1条 この規程は、本会事務局処務規程第6条の規定により事務局長、事務局次長、支所長、課長及び所長の専決決裁について定めるものとする。

ただし、次の各号に該当するものはすべて会長の決裁を受けなければならない。

- (1) 諸規程の制定及び改廃に関すること。
- (2) 理事会、評議員会に付議すること。
- (3) 職員の任免、進退及び賞罰に関すること。
- (4) 職員の諸給与に関すること。
- (5) 役員及び事務局長の出張に関すること。
- (6) 各種委員会等に付議すること。
- (7) 重要な通知、公告、申請、届出、報告、照会及び回答に関すること。
- (8) 前各号に規定するもののほか、理事会の議決に基づき指定した事項及びその他重要と認めたこと。

第2条 専決事項及び区分は次の表による。

事 項	専決区分			
	事務局長	事務局次長	支所長	課長、所長
(1) 職員の特別休暇、年次有給休暇、病気休暇等を承認すること	事務局次長	支所長、 課長、所長	主任、職員	班長、主任、 職員
(2) 職員の時間外勤務、休日勤務または夜間勤務を命令すること	事務局次長	支所長、 課長、所長	主任、職員	班長、主任、 職員
(3) 職員の宿日直勤務を命令すること			○	○
(4) 職員の所属内における配置及び分担事務を指定すること			○	○
(5) 職員の出張を命令すること	事務局次長	支所長、 課長、所長	主任、職員	班長、主任 職員
(6) 支出命令	1 件あたり 20 万円以下	1 件あたり 15 万円以下	1 件あたり 10 万円以下	1 件あたり 5 万円以下
(7) 通知、申請、届出、報告、照会及び回答に関すること			○	○

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 3 月 30 日に改正し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 18 年 5 月 29 日に改正し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 21 年 3 月 25 日に改正し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 21 年 10 月 26 日に改正し、適用する。